

ハイライト:

- ・消費税率引上げの再延期が決まりました。
- ・登記の申請に株主リストの添付が必要になります。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
消費税率引上げ再延期について	1
登記申請時の株主リスト添付義務化について	2

今年の夏はオリンピックが開催され、各国選手達の活躍に感動した方も多かったのではないのでしょうか。まだまだ暑い日が続きそうですので、体調管理にはお気を付けてください。

第67号では、消費税率引上げの再延期、登記申請時の添付書類について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)



### 消費税率引上げ再延期について

平成28年6月、安倍首相が消費税の税率引上げ再延期を表明しました。これに伴い与党(自民・公明党)は、平成28年8月2日に「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」を公表し、同年8月24日付けで閣議決定されました。消費税率引上げ時期の変更に伴う軽減税率導入時期等も、以下のように変更となる予定です。

内容	現行	改正案	
消費税率引上げ時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日	
請負契約等に係る経過措置の指定日	平成28年10月1日	平成31年4月1日	
軽減税率関係	軽減税率導入時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
	適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
	税額計算の特例の適用期間(1)		
	・売上税額の計算の特例	4年(平成29年4月～平成33年3月末)	4年(平成31年10月～平成35年9月末)
・仕入税額の計算の特例	1年(平成29年4月～平成30年3月末) 簡易課税の事後選択あり 大規模事業者も1年間に限り、の特例計算が適用可能	1年(平成31年10月～平成32年9月末) 簡易課税の事後選択あり(2) 大規模事業者は、の特例計算が適用不可	

軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞の2品目です。対象品目の売上げ、仕入れがある事業者は、これまでの請求書等への記載事項に加え、税率ごとの区分を追加した請求書の発行や記帳の区分経理等を行う必要があります。

仕入税額控除の要件は、現行、帳簿及び請求書等の保存ですが、軽減税率導入後は、区分経理に対応した帳簿及び請求書等(区分記載請求書等)の保存が要件となります。

なお、平成35年10月1日からは、**適格請求書**等の保存が要件になります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者登録簿への登録を行い、番号を付与された事業者のみが発行できる請求書です。消費税の課税事業者は登録簿への登録を行うこととなり、適格請求書発行事業者からの仕入れのみ仕入税額控除が可能となります。ただし、経過措置が置かれており、免税事業者からの仕入れについては適格請求書保存方式導入後3年間は仕入税額相当額の80%、その後3年間は50%の控除ができることになっています。従って、免税事業者にとっては、消費税を上乗せした取引の継続は厳しくなるといえます。

1 税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを異なる税率ごとに区分することが困難な事業者には、経過措置として簡便的な計算方法が認められます。

2 基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、簡易課税制度の適用を受ける場合には、「消費税簡易課税制度選択届出書」を適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければなりません(=事前選択)。軽減税率導入後、課税仕入れ等を異なる税率ごとに区分することが困難な事業者の場合、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの1年間に限り、届出書提出日が属する課税事業年度から簡易課税制度の選択適用が認められます(=事後選択OK)。

ホームページもご覧下さい  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



## 登記申請時の株主リスト添付義務化について

商業登記規則が改正され、**平成28年10月1日以降**の株式会社等の登記の申請に株主リストの添付が必要になります。今回このような改正に至った理由は、株主総会議事録等を偽造して役員になりすまし、役員の変更登記を行うなど、犯罪や違法行為の後が絶たないことがあります。登記の真实性を確保し、犯罪防止等を目的として株主リストの提出を求めることとしたものです。

登記すべき事項につき株主全員の同意を要する場合(株主全員分)

- (1) 株主の氏名又は名称
  - (2) 住所
  - (3) 株式数(種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数)
  - (4) 議決権数
- これら4点を代表者が証明
- 登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合

(議決権数上位10名の株主又は議決権割合が2/3に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主について)

- (1) 株主の氏名又は名称
  - (2) 住所
  - (3) 株式数(種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数)
  - (4) 議決権数
  - (5) 議決権数割合
- これら5点を代表者が証明

法務省から株主リストの書式例、記載例や、株主リストの要否、内容についてのフローチャートが示されています。法務省HPのURLを合わせてご参照下さい。 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00095.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html)

**施行日前に、株主総会が行われた場合であっても、施行日以降に登記の申請をするときは、株主リストの添付が必要になります。**

**算定基礎の結果は9月分(10月控除)の社会保険料から反映されません。給与計算時にご注意下さい。**

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15ウイング青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)